



# NPO ってなに？

## What's NPO ?

皆さん、NPO という言葉を聞いたことはありますか？  
NPO (Non Profit Organization) とは、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

そのうち、特定非営利活動促進法（以下「NPO 法」という。）に基づき、法人格を取得した団体のことを特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）と言います。

### NPO 法人制度とは？

NPO の中には法人格を持たず活動している団体も多数あります。

しかし、法人格を持たないと銀行口座の開設や事務所の賃借、不動産の登記などを行う場合、団体の名で行うことができないなどの不都合が生じることがあります。

NPO 法人制度とは、こうした不都合を解消し NPO 活動を促進することを目的に、団体が法人格を取得できる仕組みです。

このように、法人格を持つことによって、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体に対する信頼性が高まるというメリットが生まれ、NPO 法人が身近な存在として、社会に定着してきているところであり、多様化する社会ニーズに応えていくことが今後も期待されています。

### ※ NPO 法の改正

平成 23 年 6 月には、こうした NPO 法人の存在の高まりを背景に法人の財政基盤強化につながる措置をはじめとした大幅な法改正が行われました。

(平成 24 年 4 月 1 日施行)

改正の概要としては、NPO 法人に係る活動分野の追加や法人格の付与（認証制度）に係る制度の見直しが行われ、より使いやすい制度となっています。

また、新たに「認定制度」を設け認定事務も地方自治体が実施することとなり、認定・認証事務の所轄庁が一元化されました。（従来の国税庁による認定制度は廃止）

### NPO 法人成立までの流れ

NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を提出し、設立の認証を受けることが必要です。

北海道では、申請を受理後、定款等を 2 ヶ月間縦覧し、縦覧期間を含め 4 ヶ月以内に認証・不認証の決定を行います。

認証後、2 週間以内に法務局において設立登記を行うことで、法人として成立します。（右図参照）

### NPO 法人に関する申請窓口（部署名は平成 24 年 3 月末現在）

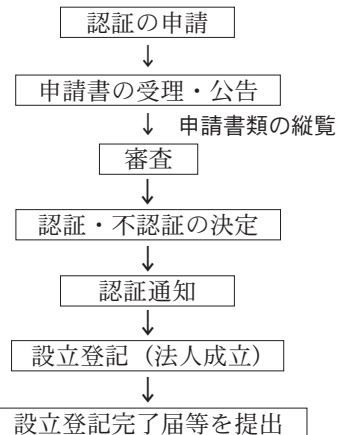
胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課

☎ 0143 - 24 - 9900

北海道環境生活部 くらし安全局道民活動文化振興課

☎ 011 - 231 - 4111

### 法人設立までの流れ ※申請は北海道または胆振総合振興局



現在、安平町でも多くの町民や団体が、自主的・自発的に多くの分野で活動されています。  
このような活動は、まちづくりの大きな原動力になっており、法人格を持つか持たないかは別として、まちづくりに欠かせないと考えています。

安平町では、協働によるまちづくりといった観点からも、NPO をはじめとした自主活動団体等の支援や協働事業の推進、ほほえみづくり事業助成制度による事業支援等を行っています。

(ほほえみづくり事業助成制度の詳細は 22 ページに掲載しています。)

また、安平町では、まちづくり基本条例の策定を進めています。その中で町民や NPO をはじめとした各種団体との協働の地域づくりの進め方、町民参加推進の基本理念等が検討されています。



問合せ まちづくり推進課 ☎ 2514